

不祥事再発防止策検討結果について

I 不祥事の概要

元建設緑政局職員（以下「元職員」という。）が、平成 25 年 8 月 1 日に本市が入札を執行した、生田緑地西口園路整備工事及び生田緑地西口園路整備工事その 2 工事（合併入札）（以下、「西口園路工事」という。）の一般競争入札に関し、同年 7 月 23 日頃、市役所第 3 庁舎内リフレッシュルームにおいて、造園工事等を業とする A 社の工事部次長（以下「造園会社次長」という。）に対し、同入札における秘密事項である同工事の工事価格等が記載された工事設計書を見せたとして、平成 27 年 2 月 8 日に逮捕されました。

II 元職員の逮捕後これまでの経緯

平成 27 年 2 月 9 日 「建設緑政局情報管理特別対策委員会」設置				
2 月 27 日 起訴 「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」違反				
3 月 27 日 不祥事再発防止策検討結果報告書（中間報告）				
5 月 12 日 公判				
5 月 21 日 判決 『懲役 1 年 6 月 執行猶予 3 年』				
6 月 2 日 関係職員の処分				
所 属	職 位	年 齢	性 別	処分内容及び理由
建設緑政局	技術職員	38 歳	男性	免職 平成 25 年 7 月 23 日頃、担当していた工事の一般競争入札の秘密事項である工事価格を、本市庁舎内において、特定の事業者の社員に対して教示し、同事業者に工事を落札させ、これらの行為が入札談合等関与行為防止法違反であるとして、平成 27 年 2 月 8 日に逮捕、同年 2 月 27 日に起訴され、同年 5 月 21 日に行われた公判において、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を言い渡されている。このことは、法令を遵守すべき公務員としてあるまじき行為であり、本市入札制度の公平性・公正性が甚だしく害され、市民の信頼を著しく失墜させるもので、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であった。
川崎区役所 (H25 建設緑政局局長級)	局長級	60 歳	男性	文書訓戒 局の最高管理者として管理監督責任
建設緑政局	局長級	58 歳	男性	文書訓戒 局の最高管理者として管理監督責任
建設緑政局	部長級	57 歳	男性	戒告 部の管理監督者として管理監督責任
建設緑政局	課長級	58 歳	男性	減給 1 月（給料の月額 1/10） 課の管理監督者として管理監督責任
中原区役所 (H25 建設緑政局係長級)	係長級	45 歳	男性	戒告 直属の上司として管理監督責任
6 月 4 日 判決の確定				
6 月 11 日 不祥事再発防止策検討結果報告書（最終報告）				

III 「不祥事再発防止策検討結果報告書（中間報告）」概要

本件不祥事の原因を究明するため、職員を対象にした設計積算事務等に関するアンケートを実施するとともに、当時の公園緑地課や元職員の職場での状況調査に着手しました。本件不祥事に関する事実の全容解明には時間を要しますが、少しでも早く再発防止に向けた取組に着手するため、中間報告の時点で明らかになった課題について整理し、再発防止策を取りまとめました。

1 当時の公園緑地課や元職員の職場での状況

執務室内への立入は厳しく制限されていましたが、リフレッシュルーム内では一人で業者等と対応する状況があり、元職員についても上司への報告が事後となることが多かったため、上司は、業務の具体的な内容を事前に把握することができていませんでした。

2 アンケートについて

(1) 調査対象 建設緑政局及び各区道路公園センターの職員 計 538 人

(2) 回答数 511 人（回答率 95%）

(3) 調査期間 平成 27 年 3 月 2 日から 3 月 9 日

(4) アンケート結果（抜粋）

ア 設計書原本の保管場所は、組織で管理するロッカー等が 8 割を超えていますが、その写しについては、個人の机やロッカーとの回答が 7 割でした。また、施錠してない場所での保管は、設計書原本が 6 割を超え、写しは 8 割近くに達しました。

イ 業者との打ち合わせについては、9 割近くが打ち合わせスケジュールを「共有している」との回答でした。打ち合わせについては、「必ず複数」が 2 割を下回っており、また、「業者の車に便乗したことがある」との回答は 6 割近くに達しました。

3 再発防止に向けた取組

職員及び管理監督者がコンプライアンスを常に意識して業務を推進するため、従来の研修の充実、服務規律の確保と徹底に加え、「日々の業務におけるコンプライアンス意識の向上」等に全力を挙げて取り組むこととしました。

(1) 建設緑政局職員行動指針の策定

市民の皆様から信頼され、自ら考え行動する職員として業務に取り組むことを目的として策定しました。

(2) 情報漏えい対策

緊急に取り組むべき事項として、業者等との対応は原則として複数人で行い、相手の氏名と内容をあらかじめ管理監督者に伝えることなどの対策を実施しました。

(3) 服務規律の確保とコンプライアンスの徹底

管理監督者及び職員に対する綱紀粛正の徹底などを継続していくとともに、新たな取組として、所管業務に応じた「不祥事防止対策シート」を管理監督者が作成することや、コンプライアンス点検チェックカードの作成を行いました。

(4) 職員の人材育成と組織づくりに関する取組

技術職員（土木・造園等）の継続的な指導・育成を図り、スキルを最大限発揮できるよう人材育成に取り組むこととしました。

(5) 入札・契約制度に関する取組

入札・契約事務に関する改善については、本市の公共事業を取り巻く情勢や、これまでの入札・契約制度改革の状況を踏まえて慎重に検討する必要があるため、今後、関係局と連携しながら検討を進めます。

IV 「不祥事再発防止策検討結果報告書」概要

逮捕された元職員及び関係職員からの聞き取り調査を実施するとともに、公判で明らかになった事実関係を含め、不祥事を起こした動機や背景を検証し、中間報告の時点で判明していなかった事実関係を中心にとりまとめました。

【刑事事件の概要】

公判などを通じて明らかになった事実関係は、次のとおりです。

1 価格の情報漏えいについて（報告書 p 1）

平成 25 年 7 月 23 日頃、元職員は、造園会社次長が積算してきた設計金額が記入されている紙を見せられ、「これでは、（造園会社次長の積算内容では価格に開きがあることから）落札できない」と思い、「設計書の控え」を開き、造園会社次長が覗き込んでいることを知りながら、その行為を見ないよう窓の外を眺めていたと証言しており、造園会社次長は、この情報を利用して平成 25 年 8 月に執行された「西口園路整備工事」の入札で、最低制限価格と同額の札を入れ落札しました。

2 元職員と造園会社次長との関係（報告書 p 1）

元職員は、平成 22 年度に担当した「生田緑地中央広場第 2 期整備工事及び同その 2 工事」（以下、「広場 2 期工事」という。）を通して造園会社次長と知り合い、この頃から、現場において週に 1～2 回会うようになりました。

3 動機及び事件の背景について（報告書 p 2）

平成 25 年度の元職員の担当業務は、工事の設計積算及び監督業務に加え、地権者との用地交渉から市民活動団体との調整まで広範囲に及んでおり、本市が行った聞き取り調査のなかで、「（当時の）課長に対して負担の軽減を申し出たが、課長から『お前以外に誰ができる』と言われ、その申し出については、ほとんど聞き入れられなかった」と語っています。その後、課長は一部の業務を他の職員に割り振るなど、ある程度の業務量の平準化を図りましたが、元職員の負担感は軽減されていない状況でした。

こうした状況のなか、広場 2 期工事及び同 3 期工事において、施工上の問題や不具合が発生していたところ、これについては、広場 3 期工事の下請けで現場を熟知していた造園会社次長が原因究明に協力してくれたことや、西口園路工事を受注すれば施工上の問題や不具合を解決できるとの働きかけなどもあり、元職員は、A 社が受注すれば、「仕事が確実だから安心でき、自分の多忙さが緩和できるとの思いから、工事価格を見せてしまった」と証言しています。

4 本市の聞き取り調査等で判明したその他の行為（報告書 p 3）

元職員が本市の聞き取り調査に対し、「別途、委託契約により行った「生田緑地西口園路完成式典開催支援業務（平成 26 年 3 月 20 日開催）」に関する業務代金の一部不足分（208,372 円）について、A 社が請け負っている西口園路整備工事費に上乗せして支払い、A 社から委託請負業者へ支払いを行った」と語っています。

これを受けて本市では、完成式典の委託請負業者に、業務の内容及び委託料の不足分の支払い状況を調査し、不適正な会計処理の事実を確認しました。なお、西口園路整備工事は、国土交通省所管交付金の対象事業ですが、上乗せされた部分は当該交付金の対象外であることから、この不適正な会計処理をした 208,372 円のうち、国費分（補助率 1/2）104,186 円について、国土交通省と返還に向けた協議を進めています。

【本件不祥事の総括】

1 元職員のコンプライアンスの欠如（報告書 p 4）

今回の不祥事の最大の要因は、コンプライアンスの欠如であり、職員個人の規範意識の無さ、さらには、設計積算業務に携わる職員の入札事務に係る情報管理の不備が重なり合って違法行為につながったものです。元職員は「仕事を効率的に進めるため」などという正当化の下、倫理観や規範意識が薄れていたと推定され、裁判官からも、税金の適正な支出方法を公正に図ろうとする入札制度の重要性を理解していないと指摘されています。

2 管理監督者のマネジメント能力及び危機意識の低さ（報告書 p 5）

元職員は、当時の状況について、「ひとつのトラブルですべての業務がストップするという不安から、絶対に失敗できないという状況に追い込まれていた」と語り、当時の課長は、一部の業務を他の職員に割り振るなど、ある程度の業務の平準化を図りました。しかしながら、元職員の負担感が軽減されていない状況であったことを踏まえると、管理監督者としては、組織目標を明確にして、人事評価制度を活用するなどにより、効率的・効果的なマネジメントを行うべきでした。

また、管理監督者として、設計積算業務を担当する職場であるとの危機意識が足りなかったことから、元職員が業者と勤務時間中に庁舎内で接触し、工事価格を教示する状況を生み出してしまったものと推定されます。

3 管理監督者と職員のコミュニケーション不足（報告書 p 5）

管理監督者と職員とのコミュニケーション不足が不祥事の発生を助長しており、管理監督者としては、適正なコミュニケーションを通して、業務の進捗管理や、助言・指導を行うほか、職員の変化に気付くことなどにより、不祥事を起こしにくい土壌づくりが必要でした。

【市民の皆様の信頼を回復するために】（報告書 p 19）

建設緑政局では、不祥事の再発防止に向けて、事件発生からこれまでに、職員の行動指針を策定するとともに職場内への掲示を行い、コンプライアンス研修の実施や不祥事防止対策シートの作成、また、セルフチェックカードの携行など、服務規律の確保とコンプライアンスの徹底に取り組んでまいりました。

今後につきましても、この報告書の内容を踏まえ、職員の綱紀粛正や法令遵守の徹底、コンプライアンスの醸成等について、研修や職場内ミーティングを継続的に行うなど不祥事を起こさない土壌をつくり、市民の御期待に応えられる行政として努めてまいります。